

第七十四号議案

江戸川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十八日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区後期高齢者医療に関する条例（平成二十年二月江戸川区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合」を「江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）第八条に規定する割合（ただし、同条中「一月」とあるのは「三月」と読み替える。」）に改める。

付則第四条を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

第四条 当分の間、第五条第一項に規定する延滞金の割合は、同項の規定（「一月」を「三月」と読み替える部分を除く。）にかかわらず、江戸川区特別区税条例で適用される割合の例による。

付 則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

（説明）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の改正に伴い、延滞金の割合についての特例を改めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。